

令和 7 年度『農業農村活性化支援モデル事業』

募集要項

1 事業目的

中山間地域等の農村地域では、過疎化や高齢化により地域に活気が失われつつあり、営農や農地・農業用施設などの地域で維持管理し保たれてきた「むら機能」が低下しています。こうした状況を解決するため、地域に活気を呼び起こし農業用施設や農地の利活用および保全につながるモデル的な活動を通して、地域に主体となっていただきながら地域の思いを共に実現していくことを目的としています。

2 募集内容

みなさまが住んでいる地域で取り組んでみたい「地域保全活動（農村の地域資源を保全する活動）」を募集し、県のモデル事業として実施します。

次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 県内の中山間地域（和歌山市を除く市町村）で実施すること。
- (2) 事業の受益者が特定少数の者に限定されず、広く県民に還元される公益性のあること。
- (3) 企画する提案は、最長 3 年（令和 9 年度末まで）とする。各年度に実施する事業は、当該年度の事業委託契約締結の翌日から当該年度の 3 月 31 日の間に実施（完成図書、実績、書類提出含む）すること。（ただし、初年度は 5 月以降の実施とする。）
- (4) 基本的に、他の団体（県の他事業を含む）等から補助金等の資金支援を受けないこと。ただし、他の団体から支援を受けている場合であっても、明確に本事業と区分できるものは除きます。
- (5) 過去に、本事業や、和みのむら活性化支援モデル事業及び耕作放棄地再生活動協働モデル事業を受託した団体については、類似の企画提案でないことを原則とする。

具体例として・・・

- ☆ 中山間地域における都市住民の援農支援
- ☆ 農地復元のための用水路、ため池の保全活動
- ☆ 農業用施設を活用した学習会の実施
- ☆ 古くからのむら行事を復活させるための農地を利用した取組
- ☆ 特産加工品の原料づくり等による遊休農地の活用

などを募集します。

3 応募資格

次の要件を満たす団体

- (1) 和歌山県内に所在する農村集落や生産組織等、または、県内に事務局のある特定非営利活動法人（NPO 法人）あるいは非営利の社会貢献活動を行う活動団体（ボランティア団体等、法人格を持たない団体を含む。）であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 暴力団でないこと、また、団体の役員等または経営・運営に暴力団員等が関与していないこと。暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある団体でないこと。
- (4) 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。
- (5) 実施事業の公表に異議がないこと。

4 応募提案数

1 団体につき、1 提案と限らせていただきます。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ①「農業農村活性化支援モデル事業」企画提案書（別紙様式 1）
- ②「農業農村活性化支援モデル事業」団体等概要書（別紙様式 2）
- ※ なお、提出いただいた書類はお返ししませんので、ご了承ください。

(2) 提出方法

郵送、電子メールまたは持参により提出するものとします。
なお、電子メールで提出する際は、メールタイトルを「農業農村活性化支援モデル事業への応募について」とし、PDF 形式で提出してください。また、持参以外の方法で提出した場合は、受領確認を提出先（12 問い合わせ先）に電話で行ってください。

(3) 応募の締切

令和 7 年 3 月 19 日（水）必着

(4) 提出先

団体が所在する地域の振興局農地課（東牟婁においては農業水産振興課）
担当（地域づくり支援員）が企画提案の内容をお伺いします。

提出先	郵便番号	住 所	メールアドレス
海草振興局農地課	〒640-8585	和歌山市小松原通1-1	e1301931@pref.wakayama.lg.jp
那賀振興局農地課	〒649-6223	岩出市高塚209	e1302931@pref.wakayama.lg.jp
伊都振興局農地課	〒648-8541	橋本市市脇4丁目5番8号	e1303931@pref.wakayama.lg.jp
有田振興局農地課	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304931@pref.wakayama.lg.jp
日高振興局農地課	〒644-0011	御坊市湯川町財部651	e1305931@pref.wakayama.lg.jp
西牟婁振興局農地課	〒646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306931@pref.wakayama.lg.jp
東牟婁振興局 農業水産振興課	〒647-8551	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	e1307911@pref.wakayama.lg.jp

6 審査及び選定結果

(1) 審査・選定方法

知事の附属機関である「農業農村振興委員会」に設置している「中山間ふるさと・水と土保全推進部会」（以下「委員会」という。）により審査し、モデル事業として予算の範囲内で 6 件程度を選定します。

一次審査は、企画提案書による書類審査、二次審査は企画提案団体のプレゼンテーションによる審査を行い、選定結果を後日通知します。（一次審査は 3 月中旬～下旬、二次審査は 4 月中旬～下旬を予定しています。）

なお、複数年度にわたり事業を実施する場合、2 年目以降は、前年度の成果と当年度の計画を書面で報告いただき、県が必要と認める場合、委員会の場等において応募者に内容の説明を求めることがあります。

(2) 選定基準

下記の視点をもとに、総合的に評価し、選定します。

・先進性

先進性、先駆性、独自性に優れた内容であるもの

・公益性

受益者が特定の者に限定されず広く県民に還元されるもの
必要性、緊急性の高いもの

- ・実行性
提案された事業を遂行できる組織体制と運営基盤があること
実行可能な方法、計画、予算で立案されているもの
- ・費用対効果
事業実施による直接効果が優れているもの
- ・波及性
事業の成果が広く県民に還元されるなど波及性があるもの

7 委託金額

事業実施期間は最長3年とし、委託金額の限度額は1団体につき、事業期間3年の場合は総額100万円、事業期間2年の場合は総額80万円、事業期間1年の場合は50万円とし、事業期間の単年度の上限額は50万円または事業計画額の残額のいずれか小さい額（消費税及び地方消費税を含む）とします。

※ 事業実施に関係のない費用、団体そのものの運営経費、パソコン・プリンター・デジタルカメラなどの備品を購入する費用、団体内での打ち合わせの際の飲食費などの経費は対象外です。

8 契約の締結

- (1) 審査により選定された団体は見積書を徴して契約を締結します。
- (2) 契約の相手方（以下「受託者」という）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を行いません。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか県警察本部に照会する場合があります。

- ア 暴力団又は暴力団員であると認められるとき
- イ アに掲げるもの以外のものであっても、次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 役員等（代表者および経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ）が暴力団員に該当するとき
 - (イ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき
 - (ウ) 役員等が、自己、その属する法人若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的その他不当と認められる目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき
 - (エ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭その他の財産上の利益を与え、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき
 - (カ) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当すると知りながら、当該契約を締結しているとき

9 業務結果報告書等の提出

採択団体は、契約書に基づき、進捗状況報告書及び業務結果報告書を県へ提出していただきます。

10 取組の公表及び提出書類の使用

取組状況については、本事業の普及・啓発を目的に、広く公表することとしていますので、あらかじめご承知ください。

また、県は、実績報告書等に添付された写真、図表等を本事業の広報用に使用することができますので、あらかじめご承知ください。

11 その他

- ・応募書類の作成、提出、二次審査・活動報告会への出席に要する費用はすべて応募者の負担となります。
- ・県から委託するモデル事業として実施するため、内容について県との調整をお願いする場合がありますとともに、採択された団体については、団体名、代表者名、団体の連絡先、事業内容を公開しますので、ご承知願います。
- ・契約の締結は、当該契約に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとします。必要な予算が成立しない場合には、当該募集は無効とします。
また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該募集を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがあります。
- ・複数年度にわたり計画している事業については、令和7年度の事業決定をもって2年目以降の事業実施を確約するものではありません。
- ・委託費の支払いは、提出いただいた事業報告書の内容を県で検査した後となりますが、業務を円滑に進めるために必要と認められた場合、委託金額の30%を限度として、契約後に請求いただければ支払うことができます。

12 問い合わせ先

和歌山県 農林水産部 農林水産政策局 農林水産振興課 里地里山振興室

電 話 073-441-2943（ダイヤルイン）

FAX 073-433-3024

e-mail e0701004@pref.wakayama.lg.jp

平日（月～金曜日） 9時から17時45分まで

ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070110/>

海草振興局農地課	TEL：073-441-3360	FAX：073-441-3368
那賀振興局農地課	TEL：0736-61-0017	FAX：0736-61-0018
伊都振興局農地課	TEL：0736-33-4913	FAX：0736-33-4912
有田振興局農地課	TEL：0737-64-1265	FAX：0737-64-1282
日高振興局農地課	TEL：0738-24-2914	FAX：0738-24-2916
西牟婁振興局農地課	TEL：0739-26-7912	FAX：0739-26-7919
東牟婁振興局農業水産振興課	TEL：0735-21-9614	FAX：0735-21-9642